

「地域共生社会の実現に向けて6」

～障害者権利条約日本報告に関する総括所見と

地域共生社会の在り方～

福山市立大学教育学部教授 高橋 実

社会福祉士・臨床心理士



2023年9月広島球場にて

(1) 障害者権利条約の総括所見をもとに地域共生社会について考える

これまで第1回子ども家庭福祉施策とソーシャルワーカーの役割、第2回・3回、障害理念の転換とソーシャルワーク、第4回・5回、障害者権利条約日本報告に関する総括所見と今後の障害児者支援、について考えてきました。今回は、障害者権利条約日本報告に関する総括所見の視点を踏まえた地域共生社会実現にむけての課題について考えてみたいと思います。

未曾有の少子高齢社会を迎えた我が国において、乳児期から高齢期までの人々が地域の中で支えあって暮らしていける地域共生社会の実現が喫緊の課題となっています。そのため、高齢者や障害者、子どもといった、これまでの対象分野ごとに立てられていた福祉の領域の縦割りをなくし、引きこもりや貧困、介護などの複合的な問題に市区町村が包括的に対応できるようにすることを主な目的とする「地域共生社会の実現のための社会福祉法の一部を改正する法律」が2020（R2）年に制定（2021年施行）されました。

そのため今後は、地域における複合的困難を抱えた人たちへの地域包括支援体制の構築に向けたソーシャルワークが、強く求められています。

(2) 障害者権利条約総括所見の視点からみた地域包括支援体制の課題

これまで国連において様々な人権条約が採択され、日本も批准してきました。障害者権利条約は、これまでの人権条約を基にして採択された最新の人権条約であり、地域で複合的困難を抱えた人たちへの地域包括支援体制は、障害者権利条約の理念を踏まえた上で構築される必要があると考えます。

第4回で触れた「一般原則と義務」に関する総括所見の内容から①国や地方自治体の障害者施策を医療モデルから人権モデルに転換し、当事者主体で政策決定、政策の監視が行われるしくみをつくること（Nothing About us without us）、②機能障害の有無にかかわらず、心理社会的障害者（社会的環境との間で起こるメンタルヘルスの問題から生じる障害）を含むすべての障害者が完全なソーシャル・インクルージョンと参加のために必要な支援を地域社会で受けられるような支援制度の見直し、③当事者の公的意思決定における代替コミュニケーション、アクセシビリティ、合理的配慮を行った上でのセルフ・アドボケート支援などが重要であると考えます。

(3) 複合的困難を抱えた人々への支援と障害者権利条約

児童虐待を行う親とその子ども、ヤングケアラーと呼ばれる子どもやその家族、引きこもり当事者、LGBTQ 当事者、介護や支援を必要とする高齢者などは、すべて障害者権利条約の理念に基づく権利主体であると考えられるべきであろうと考えます。しかし、現在の社会福祉制度においては、医学的診断、障害支援区分、介護認定を受けた人でないと障害者権利条約の対象とは考えられていません。障害者権利条約総括所見では、こうした医療モデルに基づく支援から支援を必要とする人々すべてを支援の対象とすることができる社会モデル・人権モデルへの転換を当事者参加のもとですすめていくことを勧告しています。なお、この勧告は、医学的診断に基づく医療やリハビリテーション、療育、特別支援教育などをすべて否定しているわけではなく、それらの特別な権利を享受できる主体者であることも指摘しています。

また、すべての障害のある子どもが、合理的配慮と必要な個別支援を受けられるように質の高いインクルーシブ教育制度になるよう行動計画を策定することを求めています。この勧告内容が、特別支援学級や特別支援学校などでの分離教育を否定しているような報道がなされましたが、一足飛びに特別支援学校・学級を廃止することを求めているのではなく、通常学級において、質の高いインクルーシブ教育が行われるようなしくみをつくるための国家行動計画を採択することを強く求めていると考えられるべきであろうと思います。

そして、「多様性を認めて排除しない」というソーシャル・インクルージョンの理念は、子どもだけでなく、成人期から高齢期にいたるすべての人々の支援体制において考慮されるべきであろうと考えます。

(4) ソーシャル・インクルージョン理念に基づく包括的支援体制の構築について

ソーシャル・インクルージョン理念には、①多様性を前提とした支援体制づくり、②困難を抱えた少数者が変わるのではなく、社会の側が変われるような取り組み、③困難を抱えた人々から学び、支援者が変わる取り組み、④多様性を認める地域社会づくりへの取り組み、の4つの観点が大切であろうと考えています。

次回からは、ソーシャル・インクルージョン理念の観点から、国が展開していこうとしている重層的支援体制整備事業、地域包括ケアシステムづくりについて考えていきたいと思えます。